令和７年（ヒ）第１００１号
横浜市神奈川区金港町６番地３横浜金港町ビル６階ユナイト法律会計事務所内
清算株式会社　株式会社ＹＷＳ
代表清算人　桃沢　清志
１　決定年月日　令和７年４月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の方法
本協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は協定債権者の負担とする。
２　協定の実行等
清算株式会社は、第２（協定債権の弁済及び免除）１⑴に規定する期限内に協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行う。
３　解除条件
本協定に対する裁判所の認可決定がなされず、又は裁判所の認可決定が取り消された場合は、本協定に基づくすべての行為は、遡って効力を失う。
第２　協定債権の弁済及び免除
１　協定債権の一部弁済及び残額の免除
⑴　清算株式会社は、本協定認可確定の日から１か月以内に、協定債権者に対し、金831,373円を支払う。
⑵　清算株式会社は、協定債権者から、本弁済額を除く残余の協定債権全部（債権元本残高、未収利息及び遅延損害金を含む。）について、当該弁済をした日の翌日に全額免除を受ける。
２　１に規定する弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合、債権者が前項⑴の弁済の後にした残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１００１号
長野県千曲市大字羽尾1562番地
清算株式会社　株式会社ＣＫＭ管財
代表清算人　竹森　勝彦
１　決定年月日　令和７年４月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
各協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときは、清算会社に対し、本協定の認可の決定が確定した時点における各協定債権の総額を免除する。
以上
長野地方裁判所上田支部

令和７年（ヒ）第１号
静岡県富士宮市根原449番地の１
清算株式会社　株式会社ＡＮ商事
代表清算人　簔　　俊行
１　決定年月日　令和７年４月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定債権の定義
協定債権とは、会社法第515条第３項に定める債権をいう。
２　弁済方法
協定債権に対する弁済は、協定債権者が別途指定する口座に振り込んで支払う方法により行う。振込手数料は清算株式会社（以下、「会社」という。）の負担とする。
第２　権利の変更及び弁済方法
１　弁済
会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、会社の財産から租税債権、清算費用等を控除した後の残額を、各協定債権の元本に応じて按分した額を弁済する。なお、１円未満の端数は切り捨てる。
２　債務の免除
会社は、上記１の弁済実行時に、協定債権のうち上記１の弁済額を控除した残額すべてにつき（利息及び遅延損害金、不履行による損害賠償及び違約金並びに清算手続参加の費用等を含み、これに限られない。）、全額の債務免除を受ける。
３　追加弁済
上記１の弁済実行後、会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先的債権等を控除した残額を追加弁済原資として、協定債権者に対し、上記１記載の方法により追加弁済を実行する。この場合においては、上記２に基づく残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。
第３　共益的債権及び優先的債権の弁済
会社は、特別清算の手続のために会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。
以上
静岡地方裁判所富士支部

令和７年（ヒ）第２号
静岡県富士宮市人穴203番地の33
清算株式会社　株式会社アクアクララ朝霧
代表清算人　簔　　俊行
１　決定年月日　令和７年４月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定債権の定義
協定債権とは、会社法第515条第３項に定める債権をいう。
２　弁済方法
協定債権に対する弁済は、協定債権者が別途指定する口座に振り込んで支払う方法により行う。振込手数料は清算株式会社（以下、「会社」という。）の負担とする。
第２　権利の変更及び弁済方法
１　弁済
会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、会社の財産から租税債権、清算費用等を控除した後の残額を、各協定債権の元本に応じて按分した額を弁済する。なお、１円未満の端数は切り捨てる。
２　債務の免除
会社は、上記１の弁済実行時に、協定債権のうち上記１の弁済額を控除した残額すべてにつき（利息及び遅延損害金、不履行による損害賠償及び違約金並びに清算手続参加の費用等を含み、これに限られない。）、全額の債務免除を受ける。
３　追加弁済
上記１の弁済実行後、会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先的債権等を控除した残額を追加弁済原資として、協定債権者に対し、上記１記載の方法により追加弁済を実行する。この場合においては、上記２に基づく残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。
第３　共益的債権及び優先的債権の弁済
会社は、特別清算の手続のために会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。
以上
静岡地方裁判所富士支部

監督命令